

岐阜医療科学大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 岐阜医療科学大学大学院（以下、「本大学院」という）は、本学保健科学部・看護学部（以下、「本学学部」という）における教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって保健・医療の発展と人類の福祉に貢献すると共に、人間性、国際性、学際性に富む、有為の人材を育成することを目的とする。

2 研究科または専攻ごとの人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的については、別に定める。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等に関し必要な事項は本学自己点検・評価委員会規程を準用する。

第2章 研究科、専攻、学生定員

(研究科及び課程)

第3条 本大学院に保健医療学研究科（以下、「本研究科」とする）を置く。

2 本大学院の課程は、修士課程とする。

(学生定員及び専攻)

第4条 本研究科に保健医療学専攻を置く。

2 本研究科・専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
保健医療学研究科	保健医療学専攻	9人	18人

(修業年限)

第5条 本研究科の標準修業年限は2年とする。

(長期履修)

第6条 前条の規定にかかわらず、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを出願時に申請し許可された時は、3年を限度としてその計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修する者は別表2に定める管理料を納めなければならない。

3 その他長期履修に関し、必要な事項は別に定める。

(在学年限)

第7条 本研究科の在学年限は、4年を超えることはできない。ただし、学長が教育上特別の必要があると認めた場合は、この限りでない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - 三 開学記念日 12月1日
- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、再入学及び転入学

(入学の時期)

第11条 入学・再入学及び転入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第12条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ本学が指定する国家資格を有する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- 三 指定された専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であること、文部科学大臣指定専修学校専門課程に限る。)を修了した者
- 四 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 外国の学校が行う通信教育における授業科目をわが国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者

七 満 22 歳に達した者であり、本大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 前項の国家資格については別途定める。

(入学の出願)

第 13 条 本大学院に入学を志願する者は、所定の入学願書に入学検定料を添えて願い出なければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第 14 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第 15 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了し、所定期日までに授業料等を納入した者に入学を許可する。

(再入学)

第 16 条 正当な理由で退学し、再入学を志願する者については、研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可することがある。

(転入学)

第 17 条 他の大学の大学院に在学する者が、所属大学長の許可書を添えて本大学院に転入学を願い出たときは、研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可することがある。

第 5 章 転学、留学、退学、休学、復学及び除籍

(転学)

第 18 条 他の大学の大学院に転学しようとする者は、転学願を提出して、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 19 条 一定期間以上外国の大学の大学院に留学を希望する者については、研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可することがある。

2 留学期間は 1 年以内とする。ただし特別な理由があるときは、学長の許可を経て、さらに 1 年以内に限りその期間を延長することが出来る。

3 前項の留学期間は休学の取り扱いをしないものとする。

4 留学期間は在学年限に算入することが出来る。

5 前 4 項に定めるもののほか、留学に関して必要な事項は別に定める。

(退学)

第 20 条 退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第 21 条 疾病その他の理由により 3 か月以上修学できない者は、医師の診断書又はその理由を記載した書面を添えて学長に休学を願い出て、その許可を得なければならない。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められた者に対しては、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 22 条 休学期間は 1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合、学長は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることがある。

2 休学期間は、通算して 2 年を超えることはできない。

3 休学期間は、第 6 条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第 23 条 休学期間中にその理由が消滅した場合には、学長の許可を得て復学することができる。

2 疾病のため休学した者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付して願い出なければならない。

(除籍)

第 24 条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

一 第 6 条に定める在学年限を超えた者

二 第 21 条第 2 項に定める休学期間を超えてなお復学できない者

三 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

四 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

五 その他、成業の見込みがない者

第 6 章 教育課程及び履修方法

(1 年間の授業期間)

第 25 条 1 年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(教育の方法及び授業科目)

第 26 条 本大学院の教育は、授業科目の講義、演習及び実験によって行うものとする。

2 前項の授業科目及びその単位数は、別表 1 のとおりとする。

(単位の計算方法)

第 27 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授

業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義及び演習は、15 時間から 30 時間迄の範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1 単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間迄の範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1 単位とする。

(履修の届出)

第 28 条 学生は、毎学期の始めに履修しようとする授業科目を届け出なければならない。

- 2 前項の届出をしない授業科目は、履修することができない。

(単位の授与)

第 29 条 授業科目を履修し、その試験または論文審査に合格した者には単位を与える。

(学習の評価)

第 30 条 授業科目の成績の評価は 100 点満点とし、S (90 点以上)、A (89～80 点)、B (79～70 点)、C (69～60 点)、D (59 点以下)の評語をもって表し、S、A、B 及び C を合格とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別研究および研究科委員会が特に認める科目においては、P (合格)の評語をもって表すことができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第 31 条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において修得した単位を、10 単位を超えない範囲で大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、第 18 条の規定による留学生に対しても準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第 32 条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学の場合を除き、10 単位を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第 33 条 本大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導等により教育を行うことができる。

(学部開設科目の履修)

第 34 条 本大学院が必要と認めた場合は、修士課程の学生に本学学部の専門教育科目を履修させることができる。ただし、当該科目の修得単位は修士課程の所要修得単位としない。

(学部開設科目の聴講)

第 35 条 本大学院が必要と認めた場合は、修士課程の学生に本学学部の専門教育科目を聴講させることができる。

(他大学院・研究科における研究指導)

第 36 条 本大学院が教育研究上有益かつ必要と認めるときは、他の大学院または研究科において学生が必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は 1 年を超えないものとする。

第 7 章 学修の評価及び課程の修了の認定

(修士課程の修了要件)

第 37 条 修士課程の修了要件は、大学院に 2 年以上在学し、所定の科目について 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、本大学院の行う修士論文の審査に合格することとする。

(課程修了の認定)

第 38 条 課程修了の認定は、論文の審査結果により研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(修了証書の授与)

第 39 条 学長は、前条に規定する課程修了の認定を得た者に対し修了証書を授与する。

(学位の授与)

第 40 条 修士課程を修了した者には、修士（保健医療学）の学位を授与する。

第 8 章 入学検定料・入学金及び授業料等

(入学検定料)

第 41 条 本大学院に入学を志願する者は、入学検定料として別表 2 に定める金額を納めなければならない。

(入学金)

第 42 条 本大学院に入学を許可された者は、入学金として別表 2 に定める金額を納めなければならない。

(授業料及び教育充実費)

第 43 条 授業料及び教育充実費は、別表 2 のとおりとし、所定の期日までに納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、経済的理由によって授業料等の納付が困難であると認められ、かつ学業優秀と認められる者又は、その他やむを得ない事情があると認められる者については、授業料等の徴収を猶予することがある。

(休学の場合の授業料等)

第 44 条 前期又は後期中途中で休学した者は、休学した当該期の授業料等を全額納入するものとする。

2 休学が前期又は後期の全期間にわたる者は、授業料等の代わりに在籍料を納入するものとする。

	前期	後期
在籍料	50,000 円	50,000 円

(退学等の場合の授業料等)

第 45 条 退学若しくは転学した者、退学を命じられた者、停学中の者、休学した者又は留學した者にかかる授業料の納付、並びに納入された納付金の不還付等の取り扱いは、本学学則の規定に準ずる。

第 9 章 教職員及び研究科委員会

(教職員)

第 46 条 本大学院に、研究科長を置くほか、本大学院の教育研究に必要な教職員を置く。

2 本大学院の教職員は、本学学部の者がこれを兼ねることができる。

(研究科委員会)

第 47 条 本大学院に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第 10 章 学内施設等

(学内施設等)

第 48 条 本大学院は、本学の施設及び設備等を利用できるものとし、それらの使用等については本学学則及び関連する規程を準用する。

第 11 章 研究生、科目等履修生及び聴講生

(研究生)

第 49 条 本大学院において、特定の専門事項の研究を希望する者がいるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は、本学研究生規程を準用する。

(科目等履修生)

第 50 条 本大学院生以外の者で、本大学院所定の授業科目のうち、一又は複数の授業科目を選んで履修を希望する者がいる時は、選考の上、科目等履修生として入学を許可する事

がある。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第 28 条の規定を準用する。

3 科目等履修生に関して必要な事項は、本学科目等履修生規程を準用する。

(聴講生)

第 51 条 本大学院生以外の者で、本大学院所定の授業科目のうち、一又は複数の授業科目を選んで聴講を希望する者がある時は、選考の上、聴講生として入学を許可する事がある。

2 聴講生に関して必要な事項は、本学聴講生規程を準用する。

第 12 章 賞罰

(表彰)

第 52 条 学生として表彰に値する行為があった者は、研究科委員会の議を経て学長が表彰することができる。

(懲戒)

第 53 条 本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学・停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

三 正当な理由が無くて、出席常でない者

四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 13 章 公開講座

(公開講座)

第 54 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本大学院に公開講座を開設することができる。

第 14 章 雑則

(準用)

第 55 条 この学則に定めるもののほか、本大学院における教育研究に関し必要な事項は本学の諸規定を準用する。

(改正)

第 56 条 この学則の改正については、理事会の議を経て理事長の承認を得なければならない

い。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条から第 13 条までの規程は、文部科学大臣が本大学院の設置を認可した日より施行する。
- 2 この改正学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 2 年 3 月 31 日以前の入学者にかかる成績評価については従前のおりとする。